

平成23年度第5回
千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会
あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日 時 平成24年3月29日(木) 午後7時～午後9時
- 2 場 所 千葉中央コミュニティセンター8階会議室 千鳥・海鷗
- 3 出席者 (委員) 畔上加代子、瓜生澄江、大塚さち子、佐藤真生子、高梨茂樹、高野喜久雄
西尾孝司、広岡成子、藤澤里子、藤本俊男、松崎泰子
(委員13名うち11名出席)
(事務局) 高齢障害部長、高齢福祉課長、高齢施設課長、介護保険課長、ほか10名

4 議 題

- (1) あんしんケアセンターの公正・中立性の確保について
- (2) 指定介護予防支援事業者の指定更新の報告について
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
- (5) モデル事業の実施状況
- (6) 地域密着型サービス事業者の指定について
- (7) 平成24年度の地域密着型サービス事業者の募集・指定について
- (8) あんしんケアセンター運営委託法人の公募・選定のスケジュールについて
- (9) 平成24年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて

5 議事の概要

議事に先立ち、会議は一部非公開であることを確認した。

- (1) あんしんケアセンターの公正・中立性の確保について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (2) 指定介護予防支援事業者の指定更新の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (4) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (5) モデル事業の実施状況
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。

～ 議事(6)以降は非公開～

- (6) 地域密着型サービス事業者の指定について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。

- (7) 平成24年度の地域密着型サービス事業者の募集・指定について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (8) あんしんケアセンター運営委託法人の公募・選定のスケジュールについて
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (9) 平成24年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて
事務局より資料に基づき説明を行った。

6 会議経過

柴田高齢福祉課長	<p>議事に先立ち、事務局より会議は一部非公開であることを確認し、その後、部会長が議長となり議事を進行した。</p> <p style="text-align: center;">議題1 あんしんケアセンターの公正・中立性の確保について</p> <p>あんしんケアセンターは担当圏域内におきまして、介護予防支援事業者として独占的な立場にございますので、公正・中立性が求められています。本部会におきまして決定したあんしんケアセンターにおける介護予防支援事業の公正・中立性の評価基準に基づきまして、調査を実施いたしましたのでご報告をさせていただきます。</p> <p>調査対象につきまして、平成23年12月にあんしんケアセンターが作成した介護予防プランのうち介護予防訪問介護・介護予防通所介護・通所リハビリを利用した2961件です。調査方法ですが、特定の事業者サービス利用が集中していないかどうか、介護予防訪問介護と介護予防通所介護・通所リハビリにおける個々のサービス利用者の割合についてあんしんケアセンターごとに時点評価および期間評価を行うものです。</p> <p>公正・中立性を判断するための時点評価基準としての占有率ですが、基準数値として合理的な50%としております。現在、千葉市のサービス提供地域にしている訪問介護サービス事業者数は350、通所介護・リハを実施している事業者数380ですので、事業者が容易に選択できるということから個別の値は設けておりません。まずはこの50%に達していないということがひとつの基準となります。</p> <p>次に期間評価ですが、占有率が30%を超え、かつ対前年度同月との差が30ポイントの場合は「問題あり」と推定します。現状では12月時点を対比しています。</p> <p>調査結果ですが、介護予防訪問介護の時点評価において占有率が判定基準数値の50%を超える事業者はありませんでした。最も利用の多い事業者の割合は36.5%でした。</p> <p>介護予防通所介護・通所リハビリにつきは最も利用の多い事業者の割合は31.8%でした。こちらにつきましても50%を超えておりませんでしたので特に問題はありませんでした。</p> <p>次に期間評価ですが、今回の介護予防訪問介護において30%を超える事業者が1か所(36.5%)ありましたが、前年の占有率が29.7%ですので占有率の増加は6.8ポイント、これは30ポイントという期間評価の基準数値を下回っていますのでここについても特に問題はありませんでした。</p>
----------	---

柴田高齢福祉課長	<p>介護予防通所介護・通所リハビリについて占有率が期間評価判定基準数値 30%を超える事業者が 1 か所(31.8%)ありましたが対前年度同月の占有率 24.8%と比較し増加率が 3.4 ポイントでこちらも 30 ポイントを下回っており特に問題はありませんでした。</p> <p>結論は、今回の調査結果の中では 12 か所のあんしんケアセンターすべてが基準数値以下にあり公正・中立性は保たれていると判断しました。</p>
松崎部会長	<p>あんしんケアセンターの公正・中立性の確保というところで介護予防支援業務についての調査結果ということでの報告でしたが、報告の中で何かご質問ございますか。</p> <p>ある事業者がすごく通いやすくていいと集中してしまう場合はどうなりますか？利用者からの視点を取り入れたケアプランを立てるときにその方の住んでいる所や通いやすさなども考慮するので可能性としてはあるのではないのでしょうか？</p>
柴田高齢福祉課長	<p>いくつかの例外規定があります。たとえばサービスの質が高いことにより利用者の希望がそこに集中してしまった場合とか、当該区域の中に事業所が 5 事業所未満の場合でどうしてもその事業所を使わなくてはならないなどの例外規定はあります。実際に今のところは基準数値以下ですので特に問題ありません。</p>
	<p>議題 2 指定介護予防支援事業者の指定更新の報告について</p>
柴田高齢福祉課長	<p>指定介護予防支援事業者につきましては現在の 12 か所のあんしんケアセンターのことです。18 年 4 月に指定を受けてからちょうど 6 年経過します。こちらにつきましては市町村が確認し指定の決定することとなっております。全ての事業所について書類上または事業所をまわって確認し特に問題はありませんでしたので平成 24 年 4 月 1 日から引き続き指定を更新する予定ですのでご報告いたします。</p>
畔上委員	<p>現在の 12 か所のあんしんケアセンターは今後も引き続き同じ場所で業務を行う形なのでしょうか。施設内にて開設しているあんしんケアセンターもありますが、今回の指定更新においても同じ場所でのよいという意味ですか。</p>
柴田高齢福祉課長	<p>そうです。</p>
畔上委員	<p>不便な場所にある既存のあんしんケアセンターには利用者のことを考えて施設内から外へ出て事務所を構える方向性を指導していくことが必要なのではないのでしょうか。</p> <p>現在公募しているあんしんケアセンターについては場所や名称はどうなりますか？</p>
柴田高齢福祉課長	<p>現在の 12 か所のあんしんケアセンターについてはこれまでに施設内からより利便性の良い場所へと外へ事務所を構えたセンターがあり、次年度も予定しているセンターはあり</p>

柴田高齢福祉課長	<p>ます。しかし施設内設置を継続するセンターもありますので、場所の問題については今後も利便性の良い場所へということ随時説明していく予定です。</p> <p>また、現在公募している10月開所のセンターに関しては、場所について公募要領に「利便性の良い場所への設置」を明記いたしました。名称については千葉市で指定するような形をとる予定ですので、現在の12か所のセンターに関しても同じ時期に統一的な名前に変更することを検討していきます。</p>
松崎部会長	<p>そうですね。利用者の立場にたった取組みがこの部分でも必要だと思います。</p> <p>それではこの議題2につきましては、引き続き指定更新ということよろしいでしょうか。</p> <p>～拍手～</p>
鳩川高齢施設課長	<p>議題3 地域密着型サービス事業者の指定の報告について</p> <p>平成24年1月2日から平成24年3月1日までに指定した地域密着型サービス事業者についてです。</p> <p>なお、指定事業所について、写真を事業所ごとに何点か撮ってきましたのでこれを見ながらお聞きいただきたいと思います。</p>

次に報告をする事業者は、いずれも平成 21 年度に公募を行い選定した事業者です。

・指定事業所(平成 21 年公募)

種 類	区 分		指 定 内 容 等
地 域 密 着 型 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	事業所	名 称	横戸ガーデン
		所 在	花見川区横戸町 8 9 9 - 1
		定 員 等	3 ユニット 29 名
		指 定 日	平成 2 4 年 2 月 1 日
	事業者	名 称	社会福祉法人日本ウェルフェアサポート
		所 在	花見川区横戸町 8 9 9 - 1
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	事業所	名 称	たおやか
		所 在	花見川区横戸町 8 9 9 - 1
		定 員 等	登録 1 8 名、通い 9 名、泊まり 3 名
		指 定 日	平成 2 4 年 2 月 1 日
	事業者	名 称	社会福祉法人日本ウェルフェアサポート
		所 在	花見川区横戸町 8 9 9 - 1
		その他事業実績	—

この 2 つの事業者は、地域密着型特別養護老人ホームと併設しました小規模多機能型居宅介護施設です。

整備を行った事業者はいずれも、社会福祉法人日本ウェルフェアサポートです。

最初の事業所は、地域密着型特別養護老人ホーム「横戸ガーデン」です。

所在は、花見川区横戸町です。

定員は、3 ユニット 29 名です。

指定年月日、平成 24 年 2 月 1 日

指定に伴う現地調査は、平成 23 年 12 月 5 日に実施しました。

その結果、省令基準は、適合していることを確認しております。

3 月 1 日現在で、定員 29 名で今のところ 17 名の入所者が入居している状況です。

次は、横戸ガーデンに併設し開設した小規模多機能型居宅介護施設の「たおやか」です。

所在は、先ほどの横戸ガーデンと同一で、隣接しています。

定員は、登録定員 18 名、通い 9 名、泊まり 3 名です。

指定年月日は、平成 24 年 2 月 1 日

指定に伴う現地調査は、平成 23 年 12 月 5 日に実施しました。

その結果、省令基準は、適合していることを確認しております。

鳩川高齢施設課長

3月1日の状況ですが、こちらはまだ本格稼働に至っていないため、今後利用者の確保に努めると聞いております。

なお、地域密着型特別養護老人ホームとしては本市で初めての事業所となること、小規模多機能型居宅介護施設との併設施設という形でも本市で初めての施設となりますので、運営状況を確認しながら指導をまいります。

鳩川高齢施設課長

次に指定の報告をする事業者は、平成 22 年度に公募を行い選定した事業者です。

・指定事業所(平成 22 年公募)

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
認知症 対応型 共同生 活介護	事業所	名 称	ほっとはあと・花と幸せ家族
		所 在	花見川区千種町154-5
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 日	平成24年2月1日
	事業者	名 称	日本ホットハート株式会社
		所 在	千葉市中央区今井1-16-6
その他事業実績		訪問介護、通所介護 ほか	
認知症 対応型 共同生 活介護	事業所	名 称	アットホームケア仁戸名
		所 在	中央区仁戸名町507-4
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 日	平成24年3月1日
	事業者	名 称	延寿グループ株式会社
		所 在	千葉市緑区あすみが丘9-55-5
その他事業実績		グループホーム	
認知症 対応型 共同生 活介護	事業所	名 称	グループホームのどか
		所 在	緑区誉田町1-111-1
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 日	平成24年3月1日
	事業者	名 称	有限会社シーシー商会
		所 在	千葉県八街市滝台1807
その他事業実績		グループホーム	
認知症 対応型 共同生 活介護	事業所	名 称	グループホームたんぼぼ
		所 在	花見川区朝日ヶ丘3-2-61
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 日	平成24年3月1日
	事業者	名 称	株式会社アトラス
		所 在	千葉市花見川区朝日ヶ丘3-2-61
その他事業実績		居宅介護支援、訪問介護 ほか	

平成 22 年度に選定した認知症高齢者グループホームのうち、前回 2 事業所の開設について報告させていただきましたが、それ以降、本年 3 月 1 日までに新たに 4 施設が開設しましたので報告させていただきます。

<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>いずれも定員は18名で本年の2月1日または3月1日の開設となっております。現地調査についても実施し、基準等に適合していることを確認しております。</p> <p>名称と所在を申し上げます。</p> <p>○最初の事業者は、ほっとはあと・花と幸せ家族です。 所在は、花見川区千種町です。</p> <p>○次に、アットホームケア仁戸名です。 所在は、中央区仁戸名町です。</p> <p>○次に、グループホームのどかです。 所在は、緑区誉田町です。</p> <p>○次に、グループホームたんぼぽです。 所在は、花見川区朝日ヶ丘です。</p> <p>なお、以上の事業所については、指定にあたり、当部会において委員の皆様から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂が共用のため面積が狭くなっているため日常生活における配慮が必要であること。 ・職員の休憩場所の確保に注意を払うこと。 ・運営推進会議の構成予定メンバーの人材確保に努めること。 ・居間・食堂と居室・トイレの動線が長いので、居間・食堂と厨房・浴室等の配置を交換した方が生活しやすいと考える。 <p>などのご意見をいただいておりますが、これらの意見のすべてを運営法人に伝え、この部会での意見を反映するように努めております。</p>
<p>西尾委員</p>	<p>グループホームの写真を見て、全体的にベットが狭い感じがします。写真なので明確には分かりませんが、利用者が要介護であることを考えるとベット幅は1～1.1メートルあると本人が生活しやすく、介護も楽に出来ると思います。</p> <p>狭いベットはどうしても寝返りを打つことが難しいと感じます。1～1.1メートルぐらいあると起き上がりやすいし、寝返りをしやすいでしょう。全部ではありませんが、いくつかの施設はそのように感じました。今すぐでなくとも、将来的には事業所に対しそのようなアドバイスも検討していただけたらいいかと思いました。</p>
<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>ベット幅の基準がないのでなかなか事業所に指導がしにくいのが現状です。事業所に対し強制はできませんが、居室等に余裕がある場合は多少考慮するように伝えることは可能です。</p> <p>議題4 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について</p>
<p>鳩川高齢施設課長</p>	<p>前回、2月の当部会での報告後、平成24年1月2日から3月1日の間に指定の更新を</p>

鳩川高齢施設課長

行った事業所等について説明いたします。

いずれも本年の2月1日または3月1日の指定更新となっております。

まず、市内の4事業所です。

指定更新を行ったサービス種別は、すべて認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）となっております。

指定更新に係る現地調査はすべての事業者に対し行っております。

特に問題は見受けられませんでした。

・市内の事業所

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	事業所	名 称	グループホームゆう希苑
		所 在	花見川区天戸町1366
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 更 新 日	平成24年2月1日
	事業者	名 称	アークエム株式会社
		所 在	東京都文京区本郷3-31-6
		その他事業実績	グループホーム、居宅支援事業
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	事業所	名 称	大森台ケアセンターそよ風
		所 在	中央区大森町250-1
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 更 新 日	平成24年3月1日
	事業者	名 称	株式会社ユニマットそよ風
		所 在	東京都港区南青山2-12-14
		その他事業実績	通所介護、有料老人ホーム 他
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	事業所	名 称	グループホームサロンドグリーン長沼原
		所 在	稲毛区长沼原町161-1
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 更 新 日	平成24年3月1日
	事業者	名 称	株式会社ニチハイ
		所 在	群馬県館林市2-5-36
		その他事業実績	—

鳩川高齢施設課長

種 類	区 分		指 定 更 新 内 容 等
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	事業所	名 称	グループホームつどい「黒子家」
		所 在	若葉区源町563-5
		定 員 等	2ユニット 18名
		指 定 更 新 日	平成24年3月1日
	事業者	名 称	メディカル・ケア・プランニング株式会社
		所 在	東京都江戸川区北葛西1-22-17
		その他事業実績	グループホーム、有料老人ホーム

以上4事業所につきまして、更新をしたところです。

松崎部会長

グループホームサロンドグリーン長沼原は、事業者が「群馬県館林市」に所在していますが、他の地域でもグループホームを設置しているのですか。

鳩川高齢施設課長

ワムネットでも調べましたが、他の地域ではグループホームの指定を受けておりませんでした。

議題5 モデル事業の実施状況について

原澤介護保険課長

定期巡回随時対応サービスモデル事業の実施状況ですが、この件につきましては、昨年の9月及び先月開催されましたあんしんケアセンター等運営部会におきまして中間報告をさせていただいたものです。

この事業につきましては、昨年の介護保険法の改正によって、平成24年度から地域密着型サービスの定期巡回随時対応型訪問介護看護としてあらたに介護保険制度の中に位置付けられたものです。

要介護度別利用人数

要□護度	利用開始者数	利用終了者数	利用継続者数	終了理由
要介護1	8人	5人	3人	死亡、経済的理由
要介護2	6人	2人	4人	
要介護3	8人	2人	6人	入院、ロングショート
要介護4	5人	2人	3人	
要介護5	6人	3人	3人	施設入所
計	33名	14名	19名	

原澤介護保険課長

まず利用状況です。月別契約者数ですが、このモデル事業は昨年9月20日に事業を開始しました。2月末現在において、利用契約を締結しているサービスを提供した方は、33人です。そのうち2月末時点での利用者数は、19人です。施設入所などにより契約解除となった方が14人です。これは、このサービスの対象利用者を主に要介護度が中重度の方や終末期の方の在宅生活を支えるためのサービスの1つとして想定されているもので、ロングショートを含めた施設入所や容体悪化によりまして入院された方がこの時期にいたもと考えられます。

次に定期巡回の実施状況です。訪問状況ですが、利用者のニーズに合わせ1日あたり1回から7回の定期訪問を実施し、1人当たりの平均訪問回数は1日に3回となっております。また、定期巡回時にニーズが高いサービスとしては、1番目にトイレ介助やおむつ交換などの排泄介助、2番目には移動移乗の介助。3番目に安否確認という状況です。

次に随時対応の実施状況ですが、通報・訪問件数は通報件数が218件に対し訪問件数が210件という状況です。利用者からの通報内容としては、排泄介助などの要請が最も多く147件で、通報件数の約67%を占めております。次いで状態異常、身体介護の順です。

続きまして利用者の感想です。アンケート調査の結果から、利用者の感想としては、

「訪問回数が多いと、急変時等の発見が早くなるので安心感がある」

「月に1回以上看護師によるアセスメントでの訪問があるので往診や訪問看護を利用していなくても安心できる」

など安心感に言及したものが多く見られました。

つぎに担当ケアマネージャーの感想・意見としては、

「緊急通報は思ったほどの利用頻度はないけれども不安の軽減になっている」

「利用者の緊急コールに親切に対応してくれたので非常に助かった」

といった評価する意見が見られた一方で、

「特定の訪問介護員ではなく複数の介護員がサービスを提供するので信頼関係が築けるのかが課題」

というような指摘もありました。

また実施事業者の意見としては、

「利用者から担当ヘルパーを固定化してほしいとの要望が多いが事業者として対応が困難である」

「定期巡回が集中する時間帯が8時から10時・16時から18時でありこの時間帯における人員配置をうまく管理することが必要である」

「定額制のために必要以上の利用を希望する利用者への対応が難しい」

といった意見がありました。

以上これらの利用者・ケアマネージャー・実施事業者の意見を踏まえまして、本市の所感としては、緊急通報の実施状況をみますと、緊急通報に相当しない理由での通報も見受けられる一方で、緊急時に通報装置を利用しないケースもあることから緊急通報装置の利用についての十分な説明が求められるのではないかと考えております。また独居や高齢者世帯の利用者が多く、また要介護3以上の利用者が過半数を占めていることから、国が想

原澤介護保険課長

定する利用者像とほぼ一致している結果が出ていると思います。

次に定期巡回随時対応型訪問介護看護の概要について説明します。

定義と提供するサービスにつきましては、以前の部会にて説明させていただいているため介護報酬についてから説明いたします。

定期巡回随時対応型訪問介護看護の介護報酬は、平成 24 年度から創設される新サービスです。去る 1 月 25 日に国の社会保障審議会介護給付費分科会から国に対して答申されたものです。

介護報酬

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (一体型)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (連携型)
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護 1	9, 270 単位	6, 670 単位	6, 670 単位
要介護 2	13, 920 単位	11, 120 単位	11, 120 単位
要介護 3	20, 720 単位	17, 800 単位	17, 800 単位
要介護 4	25, 310 単位	22, 250 単位	22, 250 単位
要介護 5	30, 450 単位	26, 700 単位	26, 700 単位

※1 連携型事業所の利用者が定期巡回・随時対応サービス事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、上記とは別に訪問看護事業所において訪問看護費（要介護 1～4 は 2,920 単位、要介護 5 は 3,720 単位）を算定する。

※2 平成 24 年度の地域区分の見直しにより、本市の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の介護報酬 1 単位当たりの単価は 10.70 円となる。

上記表は、縦軸には要介護 1 から要介護 4 までの介護度、また横軸の左側部分が 1 事業者において訪問介護と訪問看護を一体的に提供する場合でこれには介護と看護のサービスの利用者のひと月分を包括報酬となります。その隣が介護のみのサービス利用者の報酬です。またその右隣ですけれども、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と訪問看護ステーションと連携し契約を締結して訪問看護を提供する場合です。この場合の訪問看護を提供する訪問介護ステーションの報酬は上表の※があります、※1 の報酬となります。※2 は、介護報酬は基本報酬単価である 10 円に対し、都市部などの地域ごとに区分された上乘せ割合を乗ずる仕組みとなっており、平成 24 年度からは千葉市は地域区分の見直しが行われた結果、この表の単位数に 10.7 倍をした金額となります。

次に、通所系サービス、短期入所系サービス利用時の介護報酬についてです。

通所系サービス利用時の減算額（1日当たり）

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (一体型)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (連携型)
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	201単位	145単位	145単位
要介護2	302単位	242単位	242単位
要介護3	450単位	386単位	386単位
要介護4	550単位	483単位	483単位
要介護5	661単位	580単位	580単位

短期入所系サービス利用時の介護報酬

利用者が、短期入所生活介護等のサービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定しない。

次に人員配置についてです。

人員基準

オペレーター	提供時間帯を通じて1以上 1人は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること。
定期巡回サービス	必要数
随時訪問サービス	提供時間帯を通じて1以上
訪問看護サービス	保健師、看護師又は准看護師 常勤換算で2.5人以上（うち1人以上は常勤の保健師又は看護師）
管理者	専従かつ常勤であること（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可能。）。

人員基準ですが、上記表のとおり、オペレーターにつきましては24時間通じて1人以上、定期巡回サービスは必要数、随時訪問サービスにつきましては24時間通じてオペレーターと同様1人以上、それから訪問看護サービスは常勤換算で2.5人以上などとなっております。

連携型の場合における訪問看護の役割ですが、連携を行う訪問看護ステーションとの契約に基づき利用者に対するアセスメントなど必要な協力を得なければならないことなどとなっております。

モデル事業の実施内容について、事業のまとめの報告がありました。新しい事業のため非常に注目した事業ですがご質問はありますか？

<p>広岡委員</p>	<p>通報内容のところで「排泄介助件数 147 件」についてですが緊急に通報するという というのはトイレに連れてってほしいという内容なのですか？具体的にはどう いう介助をしたのか教えていただけますか？</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>今回の場合は一人の方がかなりの頻度でこの約 6 ヶ月間使用しています。実際 130 回使 ってる方がいて、その方はおむつを使わない方で結局必要な時にその都度通報してくる状 況でした。事業所のすぐ近くにお住いの方で普段おむつを使わないため「必要な時にはす ぐ来てね」ということを事業者と利用者さんで合意がありその上で通報があるとヘルパー さんが駆け付けるという極めて特殊な状況です。</p>
<p>広岡委員</p>	<p>一人暮らしの方ですか？ご夫婦ですか？</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>夫と 2 人暮らしで、夫が不在時に緊急コールを使用する状況でした。</p>
<p>広岡委員</p>	<p>わかりました。 通所系サービス利用時の減算額について質問します。たとえば週に 2 回デイサービス を利用する場合は、1 か月では 4 週×2 日＝8 日となりますが、8 倍をかけた数が定額より 減算されるという意味ですか？</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>そうです。30 日のうち 8 日利用すると 30 分の 8 ですから、この単位数に 8 を掛けたも のを包括報酬から減らすということです。</p>
<p>広岡委員</p>	<p>わかりました。4 月から 7 時間・9 時間の単位をとる事業所が多くなりますが、つまり その間はその事業所はお仕事をしないわけですから減算するという考え方でよいとい うことですね。</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>これは基本の報酬の 3 分の 2 相当分を減額する、つまり約 66%を減額した数値がこの 単位数で表示してあります。</p>
<p>松崎部会長</p>	<p>そのほかの質問はありますか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>利用者の状況についてですが、この事業の自体が中重度から重度の方を対象にした事業 というのですが、例えばガンの末期の患者数が何人ぐらいかわかりますか？ 現在は、入院期間が短くなり通院・在宅療養が中心になってきています。在宅緩和ケア にシフトしてきていると思うのでこのような事業の必要性は今後ますます高くなると思 います。</p>
<p>原澤介護保険課長</p>	<p>がん末期の方でサービス提供中に亡くなった方はお二人でした。</p>

松崎部会長	「利用終了者数 14 名」とはどのような内容ですか？
原澤介護保険課長	終了理由として「死亡」「経済的理由（利用料の 1 万円の支払いが難しい）」「入院」「ロングショート」「施設入所」などがあげられます。
西尾委員	事業者の方としては、収支の判断としてはどのような判断でしたか？
鳩川高齢施設課長	<p>要介護度にもよりますが採算ラインは、25 から 30 人くらいとのこと。そのくらいの利用を確保しないと難しい状況と確認しております。事業所を展開する場所なども考慮しながら実施していかないと厳しい事業と思われれます。</p> <p>一体型で実施すると要介護 5 の場合、1 か月の介護報酬が 32 万 5 千円くらいです。実際にはすべての利用者が要介護度 4・5 ということにはならないので事業者としては採算ライン・損益分岐点を考慮する必要があり、十分な分析をした上で事業展開をして行く必要があると思います。</p>
畔上委員	人材は確保できたでしょうか？
鳩川高齢施設課長	今回のモデルの事業者は母体が大きいので人材の方は確保しております。
松崎部会長	8 時から 10 時と 16 時から 18 時の時間帯の利用が一番多いとの報告ですが、夜の 11 時以降と明け方朝方 7 時 8 時までの間の利用はどのような状況でしょうか？
介護保険課事務局	夜中の 0 時 30 分・早朝 2 時・早朝 5 時半という希望の方もあり、その方の生活パターンにより夜中や早朝の利用はあります。ただ、朝や夕方の時間帯がやはり朝食後の移動介助や夕食の準備や介助などのニーズが集中しやすいというように報告を受けています。
	<p>議題 6 地域密着型サービス事業者の指定について（非公開） ……非公開のため、発言内容も非公開……</p> <p>議題 7 地域密着型サービス事業者の募集・指定について（非公開） ……非公開のため、発言内容も非公開……</p> <p>議題 8 あんしんケアセンター運営委託法人の公募・選定のスケジュールについて（非公開） ……非公開のため、発言内容も非公開……</p> <p>議題 9 平成 24 年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて（非公開） ……非公開のため、発言内容も非公開……</p> <p>全ての議事について説明及び質疑応答が終了し閉会となる。</p>